

卷頭言

リゾート開発と自然保護

九州大学名誉教授
近畿大学女子短期大学学長

宮 島

寛*

総合保養地域整備法、いわゆるリゾート法は、昭和62年6月9日、法律第71号により公布され、同年12月5日に施行された。

この法律は、「国民の福祉の向上並びに国土及び国民経済の均衡ある発展に寄与することを目的」として、今後増大が予想される国民の余暇等を滞在型の健全なレクリエーション活動に振り向け、併せてその対象地域の振興を図ることをねらいとしている。しかも、これら多様なレクリエーション活動のための総合的な機能の整備を、民間活動の導入によって実現しようとするものである。そして、その対象となる地域は、いわゆる人口過疎地域とされる農山村や海浜地帯で、比較的良好な自然環境条件を備えた地域である。

つぎに、この法律の実施に関して、考えられる2、3の問題点についてのべてみたい。

まず、このリゾート開発は、主に都市型住民が滞在して行なうスポーツ、レクリエーション、教養文化活動など多様な活動が可能な総合的機能を備えたリゾート地域として整備される必要がある。それには、利用者のために、あらかじめ観光需要動向調査が詳細に行

なわれ、リゾート地域としての適性が正しく診断されていなければならない。

次に、リゾート開発が、その対象地域および周辺地域住民に対して、生活上の保障を含め、物・心両面からの地域活性化の起爆剤となり得るか否かの事前評価が重要である。観光開発を目的とする一部企業の土地、特に山林などの大面積買い占めが地域の正常な土地利用計画の阻害要因となる恐れはないか、また、地域住民間の所得格差の助長、リゾート地域の都市化現象による住民のモラルの低下など、地域住民の健全な生活をおびやかす要因の発生する恐れはないか、行政面からの各種の規制や対応が重要な課題となる。

さらに、最も重要なことは開発によってもたらされる自然環境への影響である。特に、開発対象地域は、これまで比較的自然度の高い、いわゆる人口過疎地帯であって、このような地域に対する開発は大型土木工事による自然環境の破壊を伴うことが多い。なかでも自然景観の損傷、地下水の汚染を含む広域水質汚濁、自然災害の発生などが憂慮される。また、人為による動植物に対する有形・無形

*当協会理事

のインパクトが自然生態系の破壊をもたらす要因となる恐れがある。今後、開発に関する土木工事はますます巨大化の傾向にあるので、自然環境の保全に関して、あらかじめ、十分な環境影響評価（環境アセスメント）を行なって、万全の対策を立てる必要がある。

国は、現在、第四次全国総合開発計画（四全総）を樹立し、「21世紀をめざした国づくりの指針」を打出している。それは、従来の「工業開発優先」から「人間生活重視」への転換であり、地方振興型の「定住圏構想」をかけた「三全総」の理念を踏襲して、国土基盤の整備を図ろうとするものである。今回のいわゆるリゾート法も、この「四全総」の一環として制定されたもので、開発によって生ずる人間の生活環境の物理的、精神的荒廃化を如何に防止しつつ実施できるかが問題である。

結論として、"リゾート開発は、あくまで自然と人間との共生をめざし、自然との調和のもとで進める必要がある。"ということができよう。

引用文献

- 1) 島津康男：環境アセスメント，NHKブックス 251 pp. 1977
- 2) 柳 次郎：林業技術No. 555, 7 - 11. 1988
- 3) 町田 博：山林No. 1252, 2 - 7. 1988

ほか

著者略歴

氏名：Hiroshi Miyajima

学歴：九州帝国大学農学部林学科卒業

農学博士

職歴：九州大学名誉教授

近畿大学女子短期大学学長

（前九州大学農学部林学科造林学教室教授）

著書：造林ハンドブック（分担）養賢堂

新版造林学（分担）朝倉書店

新版スギのすべて（分担）全林普協

ほか

受賞：林木育種賞 （社）林木育種協会

委員：福岡県緑化推進委員会委員長

福岡県緑化センター懇談会座長

緑と水の森林基金福岡県推進会議委員

福岡県森林審議会会長

九州緑化促進協力会理事

財団法人九州環境管理協会理事

